

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
妙高市	・新井地区(下町、朝日町、東雲町、白山町、錦町、大字新井、田町、学校町、末広町、渋江町、小出雲、経塚町、広田町、石塚町、大崎町、美守、諏訪町、中央町、関川町、高柳、中川、工団町) ・鳥坂地区(姫川原、中宿、上堀之内、除戸) ・水上地区(番匠古田新田、川上、上新保、西条、吉木、北条、光明寺新田、吉木新田、巻淵)	令和3年2月26日	令和4年2月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	548.2ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	435.6ha
③アンケート調査に回答した地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	164.9ha
i うち後継者が農業に従事する(従事予定)農業者の耕作面積の合計	42.9ha
ii うち後継者が農業に従事しない(未定、分からない含む)農業者の耕作面積の合計	116.3ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	29.3ha
⑤地区内において今後農地の貸付け等の意向のある耕作面積の合計	86.8ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p><地区全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化が進んでおり、後継者がいない。 <p><新井地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後19.4haの農地が貸し出される予定であり、うち18.4ha分は引き受けられる農業者がいない。 ・大字新井、高柳以外においては、未整備農地が多く、農道や農地が狭く大型機械が入らないなど条件が悪いため、集約化が困難で借り手もいない。 <p><鳥坂地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後22.7haの農地が貸し出される予定であり、うち22.7ha分は引き受けられる農業者がいない。 ・除戸においては、担い手の圃場が分散錯綜しているため、集約化による作業効率の向上が必要である。 ・除戸以外においては、未整備農地が多く、農道や農地が狭く大型機械が入らないなど条件が悪いため、集約化が困難で借り手もいない。 <p><水上地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後44.7haの農地が貸し出される予定であり、うち16.4ha分は引き受けられる農業者がいない。 ・水上地区全体で、担い手の圃場が分散錯綜しているため、集約化による作業効率の向上が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><新井地区></p> <ul style="list-style-type: none">・大字新井の農地利用は、現状の個別農家が担っていく。・高柳の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っていく。・大字新井、高柳以外の農地利用は、現状の個別農家が担い、離農する場合は保全管理に努める。
<p><鳥坂地区></p> <ul style="list-style-type: none">・除戸の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っていく。・除戸以外の農地利用は、現状の個別農家が担い、離農する場合は保全管理に努める。
<p><水上地区></p> <ul style="list-style-type: none">・水上地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者11経営体と個人農業者1経営体が担っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向</p> <p><新井地区></p> <ul style="list-style-type: none">・貸付け等の意向が確認された農地は、19.4haとなっている。・大字新井、高柳以外においては、現状の個別農家、土地の所有者で農地の保全に取り組む。 <p><鳥坂地区></p> <ul style="list-style-type: none">・貸付け等の意向が確認された農地は、22.7haとなっている。・除戸以外においては、現状の個別農家、土地の所有者で農地の保全に取り組む。 <p><水上地区></p> <ul style="list-style-type: none">・貸付け等の意向が確認された農地は、44.7haとなっている。・耕作者の作業効率の向上のため、集積・集約化を進める。
<p>基盤整備への取組方針</p> <p><新井地区></p> <ul style="list-style-type: none">・なし <p><鳥坂地区></p> <ul style="list-style-type: none">・姫川原、中宿において、担い手が耕作しやすいよう基盤整備の実施を含め担い手をどのように確保していくか協議する。 <p><水上地区></p> <ul style="list-style-type: none">・吉木、北条、西条、吉木新田において、農業の生産効率の向上や集積・集約化を図るため再基盤整備の実施について協議する。
<p>新規・特産化作物の導入方針</p> <ul style="list-style-type: none">・なし
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p><新井地区></p> <ul style="list-style-type: none">・なし <p><鳥坂、水上地区></p> <ul style="list-style-type: none">・電気柵の設置や捕獲体制の強化、地区が主体となった緩衝帯の整備等に取り組む。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">・スマート農業を導入することにより、作業の省力化、効率化を進め、農業経営の安定化を図る。・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、農道・水路の維持管理に取り組む。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。